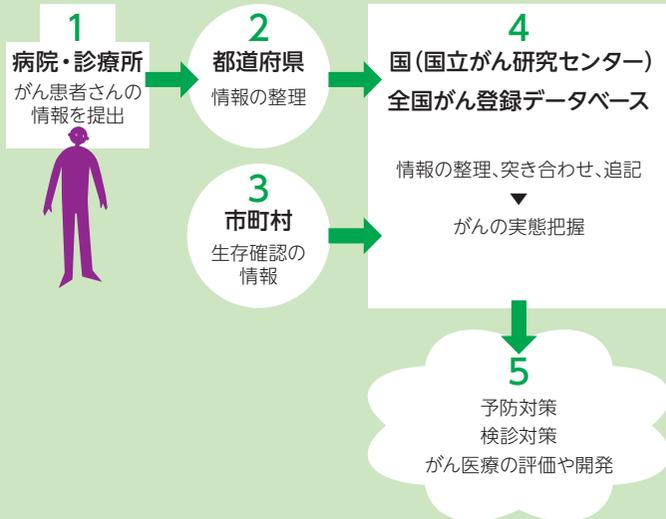


登録の流れ



1 あなたが病院や診療所に受診して、がんと診断されると、あなたのがんの情報は、都道府県に届け出されます。がん登録は、すべての病院と都道府県が指定する診療所で行われます。

2 都道府県は、あなたのがんの情報を整理し、国の全国がん登録のデータベースに登録します。

3 あなたの居住する市町村は、がんと診断された後の経過の情報を、都道府県を通して全国がん登録データベースに提供します。

4 国立がん研究センターでは、都道府県から提供された情報と、市町村から提供された生存情報とを突き合わせ照合します。全国から集められたがんの種類や治療の情報、その後の経過の情報など、さまざまながんに関する情報を分析します。

5 全国がん登録で集まった情報は、がんの治療や予防などの対策に役立てられます。

全国がん登録は、
確実な「がん対策」を進めるために
全国で行われます。

「がん登録」と「がんの統計」の情報はこちらから

がん情報サービス <http://ganjoho.jp>

「がん情報サービス ganjoho.jp」は、国立がん研究センターがん対策情報センターのウェブサイトです。



がん登録や統計などのさまざまな情報を「がん登録・統計」サイトから知ることができます。

●全国がん登録について

http://ganjoho.jp/reg_stat/can_reg/



全国がん登録のページでさらに詳しく知ることができます。

●がん登録に基づく「がんの統計」

http://ganjoho.jp/reg_stat/statistics/



がんの統計でさまざまな情報を得ることができます。まずは、「最新がん統計」、「年次推移」のページをご覧ください。

●がん対策

http://ganjoho.jp/reg_stat/cancer_control/



「がん対策」で、がん登録をはじめとするわが国のがん対策に関する情報や取り組みを知ることができます。

●病院を探す

<http://hospdb.ganjoho.jp/kyoten/>



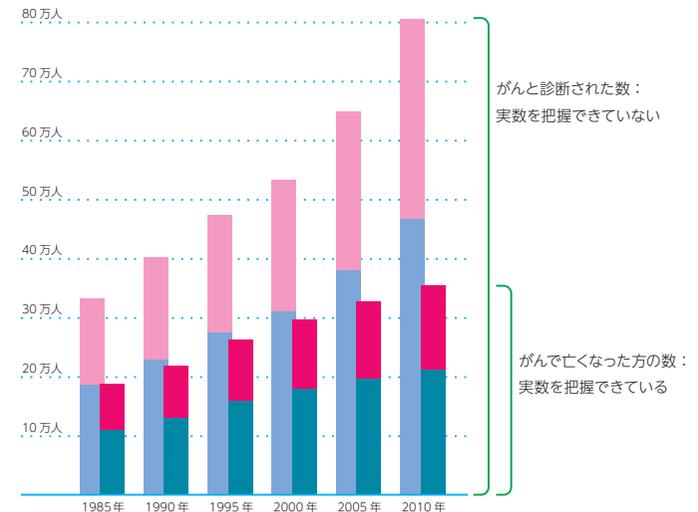
「がん診療連携拠点病院などを探す」で、各施設の各種がんの情報より院内がん登録の登録件数を見ることができます。

「全国がん登録」をご存じですか

国民の最大の死亡原因となっているがん。そのデータベースを整備し、得られた情報を活用する仕組みがつけられることになりました。

がん登録等の推進に関する法律(平成25年12月13日法律第111号)

がん罹患数(全国推計値)およびがん死亡数の推移
■罹患数(女性) ■罹患数(男性) ■死亡数(女性) ■死亡数(男性)



元データ：国立がん研究センターがん対策情報センター

「がんと診断された人の数」といっても、これまでの数字は実は推計でした！ 全国の実数はわかっていなかったのです。国をあげて、がんの実態を把握し、治療や予防に役立て、確実ながん対策を進めること。「全国がん登録」ではそれを目指しています。

国立がん研究センター
がん情報サービス

ganjoho.jp

がん登録とは

日本でがんと診断されたすべての人のデータを一つにまとめて集計・分析することによって、がん医療の向上や、がん予防、がん検診を進めることができます。この中心的な役割を果たすのが、がん登録です。

全都道府県をカバーする「全国がん登録」と、病院単位で集計を行う「院内がん登録」が並行して日本のがん情報を作ります。

がん登録でわかること

がん登録でわかることは、毎年どのくらいの人が新たにがんと診断されたか（がん罹患数）や、がんになってからある一定の期間経過した人たちが、どのくらい生存しているか（生存率）、そして、これらのデータを基に導き出される治療効果などです。

がん登録によって、科学的な知見に基づいたより効果的ながんの対策がとれるようになります。

がん登録のデータと他のデータを組み合わせて分析することで、以下のようなことがわかるようになります。

- がんにかかる原因は何か？
 - 効果のあるがんの予防法は何か？
 - がん検診による効果は出ているのか？
 - この地域のがんの診療病院や医療者は十分であるか？
- など



全国がん登録のロゴマークです。
左が男性、右が女性、下から上に0歳から85歳以上まで
がんの罹患数のデータをシンボリックに表現したものです。

これまでとの違いは？

これまで行われてきた、各都道府県による「地域がん登録」では、隣の県の病院に受診や入院する人たちの情報が集められないなど、全国一貫の正確な情報として活用ができませんでした。また情報の整理に3年以上もの時間を要していました。

「全国がん登録」は、全国のすべてのがんの情報を一つにまとめて管理することで、精度の高い、正確ながん情報を効率的に集め、すばやく公表できるようにすることを目的としています。

がん登録に記録される項目は？

- ① がん罹患した人の氏名、性別、生年月日
- ② 届け出を行った医療機関名
- ③ がんと診断された日
- ④ がんの発見経緯
- ⑤ がんの種類および進行度
- ⑥ ②の医療機関が治療を行っていれば、その治療内容
- ⑦ ③診断日における居住地
- ⑧ 生存確認情報 など

※①⑦は、複数の医療機関を受診されている患者さんの確認のために必要な情報です。

※がん登録に関係のない情報が収集されることはありません。

※病院単位の「院内がん登録」では、さらに詳細な診断・治療の情報が収集されます。

がん登録と個人情報保護

「がん登録等の推進に関する法律」では、全国がん登録の業務に従事する者の秘密漏示等の罰則規定が定められています。全国がん登録データベースの安全管理体制整備についても、適切な対応をするよう定められています。

がん登録Q&A

Q1 がん登録は患者自身がするのですか？

A1 病院や診療所が登録をします。患者さんにしていただくことはありません。

Q2 登録のとき患者に同意が求められますか？

A2 病院ががん登録の届け出をするとき、患者本人に同意は求めません。同意の得られた方のみを登録すると、情報が偏ってしまい、がん登録の本来の目的である、すべてのがんの数を把握することができなくなります。ご理解をお願いいたします。

Q3 登録に携わるのはどのような人ですか？

A3 登録の届け出をする病院職員、都道府県のデータをまとめる都道府県がん登録室の職員、および全国がん登録データベースの管理をする国立がん研究センターの担当職員です。がん登録の担当者は、いずれも国立がん研究センターで研修を受け、がん登録の専門知識を有しています。

Q4 個人の情報が漏れることはありませんか？

A4 国立がん研究センターと都道府県のがん登録室は入退室が制限され、利用されるコンピュータは、通常業務のネットワークから隔離されています。病院・診療所の職員も含めたすべてのがん登録の担当者は、個人情報保護についての研修を受け、情報が適正かつ安全に管理されるよう万全を期しています。担当者が情報を漏らしたときは、法律により、懲役又は罰金が科せられます。また、集計結果やがん登録に基づく報告において、個人の特定につながる情報が出ることはありません。こうした安全管理体制は、全国共通のマニュアルに従って実施され、内部・外部の監査によりチェックされます。